

飛騨市特定不妊治療・不育症治療通院助成について

飛騨市では特定不妊治療費または不育症治療を受けるために要した通院の交通費用の一部を助成します。

対象者

飛騨市に住所を有し、下記のいずれかの助成対象となった方

1. 飛騨市特定不妊治療費助成事業
2. 岐阜県特定不妊治療費助成事業
3. 飛騨市不育症治療費助成事業

対象となる費用

上記123のいずれかの治療に係る交通費

助成金額

1治療期間につき、自宅から治療医療機関までの最も経済的な通常の経路の往復の距離に1kmあたり20円を換算した額に通院回数を乗じた額

申請期限

上記1または2の治療にかかる通院費…治療が終了した日の属する月から6か月以内

上記3の治療にかかる通院費…治療が終了した日から6か月以内

申請にあたっての留意点

- ・上記1または3の治療にかかる通院助成については治療費助成の申請と同時に行ってください。
- ・上記2の場合は、県への治療費助成申請後に、市へ申請を行ってください。ただし市の申請の際に「岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し」が必要になりますので、県へ提出する前に写しをとっておいてください。
- ・市への申請の際は、事前に下記までお電話の上、窓口にお越しください。

必要な書類

<上記1または3の治療にかかる通院費申請の場合>

治療費申請に必要な書類に加え、「飛騨市特定不妊治療・不育症治療通院助成金請求書」を提出してください。

<上記2の治療にかかる通院費申請の場合>

- ・飛騨市特定不妊治療・不育症治療通院助成金請求書
- ・岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し(県へ申請する前に写しをとっておいてください)
- ・岐阜県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定書の写し
- ・当該治療にかかる領収書、診療明細書
- ・夫婦であることを証明する書類(住民票の写し等。ただし法律の婚姻の届出をしていない者については住民票及び戸籍謄本)
- ・加入医療保険証の写し(夫および妻の)

提出先・お問合せ先

飛騨市 市民保健課 (ハートピア古川 1階)
神岡町保健センター

電話 0577-73-2948
電話 0578-82-2233